

通信機能を備えた福祉用具について

これまでの検討について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者の増加や介護離職、サービス事業所の人手不足などへの対応が求められる中、介護保険の福祉用具においても、テクノロジーを活用した取組が考えられる。
- 上記の観点から、通信機能を活用した福祉用具のあり方について、有識者で構成する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」でこれまで3回に渡り議論を重ね見直しの方向性を整理した。

【現状の整理】

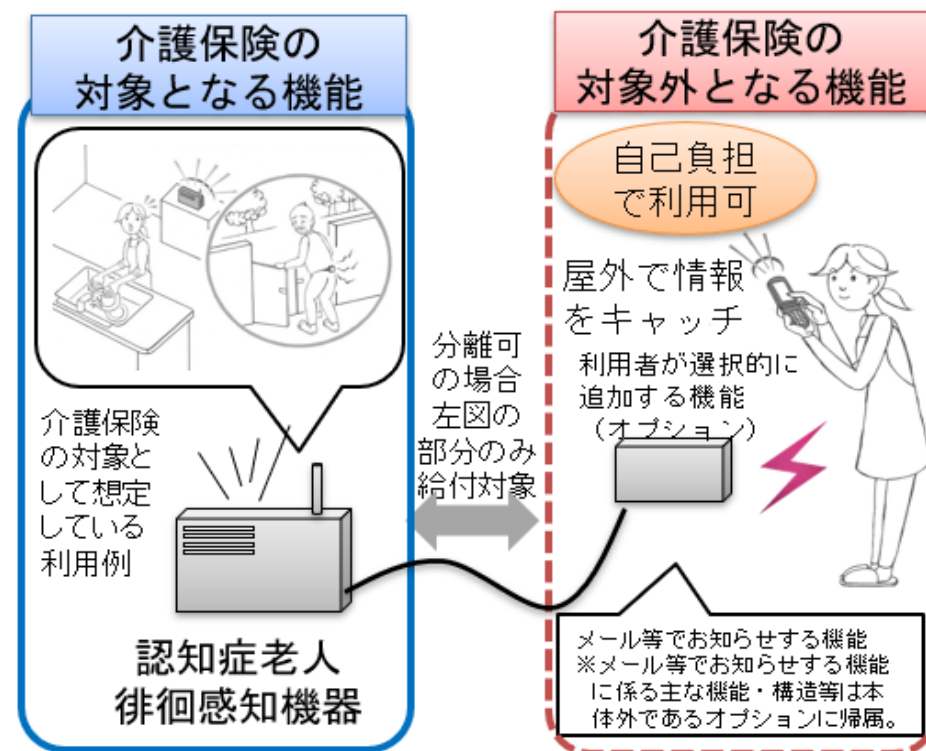
- 給付対象となる福祉用具は告示(※1)に定められた本来機能に限っており、本来機能と異なる機能は「複合的機能」に当たるとして認められていない。
- 現状、本来機能として通信機能を有する福祉用具貸与の種目は「認知症老人徘徊感知機器」のみ。(※)
*「認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」
- また、通知(※2)では認知症老人徘徊感知機器に限り、通信機能が物理的に区分できる場合に限り、福祉用具の種目に相当する部分のみを給付対象としている(平成27年に通知改正)。

なお、特定福祉用具販売では、通信機能を有するものとして、排泄予測支援機器が認められている。

【課題】

- 「認知症老人徘徊感知機器」について、介護者が居宅の外にいる場合でも通信により位置情報を把握するニーズが高まっている。
- 福祉用具のIoT化が進んでおり、通信機能を備えた福祉用具を介護保険の給付対象とすることの検討が必要である。

現行の「認知症老人徘徊感知機器」のイメージ



※1「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)」
※2「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(老企第34号)(平成12年1月31日)

検討した内容と対応の方向性①

現行の通信機能を備えた福祉用具である認知症老人徘徊感知機器の通報範囲の拡大と物理的分離の要件削除に加えて、福祉用具に通信機能を備えることを新たな給付対象としていくことを検討し、給付対象となる、又は対象外となる機能と費用について整理を行った。

検討した内容

対応の方向性

現在は、**認知症老人徘徊感知機器**は居宅を出る時に通報する機能に限って給付対象としており、居宅外での通信は対象外となる。

居宅内外に係わらず、利用者の位置情報を通知するため通信機能を内蔵することを新たに給付対象とする。

現在は、通信機能を有する部分が物理的に分離している場合のみ給付対象としている。

通信機能を備えた福祉用具の開発は進んでいるが、認知症老人徘徊感知機器以外は福祉用具貸与の給付対象外となっている。

認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目（例：杖、車椅子、歩行器、特殊寝台等）には、**機能(以下の①②)を限定し**、通信機能を内蔵した福祉用具も新たに給付対象とする。

新たに認める通信機能として、効果が明確な機能とする整理が必要

① 福祉用具の位置情報を家族、隣人等に通報する機能

② 用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を通知する機能

給付対象外とする機能・費用の整理が必要

○ 効果が明確な機能(上記①②)以外の機能

○ 通話・チャット・動画等のコミュニケーションに使用できる機能及びバイタルセンシングにより利用者の状態変化や体調不良を検知し通知する機能

○ 通信費用、受信端末の費用、通信環境の整備に要する費用

検討した内容と対応の方向性②

通信機能を備えた福祉用具を導入・活用するにあたって整理すべき課題を明確にし、整理を行った。

検討した内容

通信環境の整備や通知を受けた後の対応など、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が行う**業務の範囲**を明確にすることが必要

導入にあたって、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が行う利用者・家族への**説明・同意**事項の整理が必要

従前の福祉用具と比べてコストが上がることや、適切でない価格設定の恐れがあり、その**実態把握**が必要

導入後に通信機能を備えた福祉用具の効果、活用状況等の**実証**が必要

様々な通信技術の発展による新たなニーズや、一般製品としての普及に応じて、**見直し**が必要

対応の方向性

通信環境の整備や位置情報の通報を受けた後の対応(例 見守り、駆け付け等の緊急時対応)は業務外であるが、利用者の自己負担によるサービスとしての契約は可能

- 福祉用具専門相談員や介護支援専門員は、通信機能を備えた福祉用具の導入に際して、利用者・家族に対し、活用することの必要性や活用方法、給付対象となる費用、事業者の業務範囲、個人情報の取り扱い等について説明すること。
- 上記について、福祉用具専門相談員は利用者・家族に対し同意を得ること。

- 一般的な福祉用具の価格と比較して給付費が著しく高額である場合は給付の対象外
- 福祉用具の貸与価格と利用者の自己負担額について把握するため、月平均100件以上の貸与実績がある福祉用具については、メーカー等を対象に調査を行う

効果や活用状況等について調査検証を行う

今後新たな機能については、評価検討会において、その効果を評価・検討すること及び、通信技術の進展・普及により、一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いを検討

- 本日は、これまでの評価検討会の検討状況について本分科会にご報告するものであり、頂いた御意見を踏まえ事務局で関係団体と協議の上で下記の事項を盛り込んだ改正通知の発出やQ&A等の発出に向け、検討を進める。
- 施行時期については、福祉用具情報システム(TAIS)の改修に要する期間を踏まえて設定する。
- 上記のプロセスについて、改めて本分科会にご報告する。

製造メーカー

情報提供

対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報を提供

サポート

福祉用具専門相談員が通信機能を備えた福祉用具の選定、活用するに当たって、効果的かつ安全に活用できるようサポート

貸与価格・自己負担価格の設定と実態調査

- ・既存種目における複合機能の明確化であることを踏まえた、標準的な価格の水準等の調査
- ・月平均100件以上の貸与実績がある製品については、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定を調査
- ・通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査

福祉用具貸与事業所

業務の範囲の整理

位置情報の通報後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務を担うものではなく、そのサービス提供は給付対象外(契約の締結により自己負担による利用は可能)

メンテナンス、使用状況についての通知後の対応は、福祉用具貸与事業所の本来業務である(保険給付内のサービス)

利用者への説明と同意

- ・給付対象外となるサービスを自己負担で契約することについての説明と同意
- ・個人情報の利用目的等についての説明と同意

効果的な活用方法の習得

有効に活用できるよう、その機能や活用方法、ネットリテラシーの習得に努める

居宅介護支援事業所

追加調査の実施について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

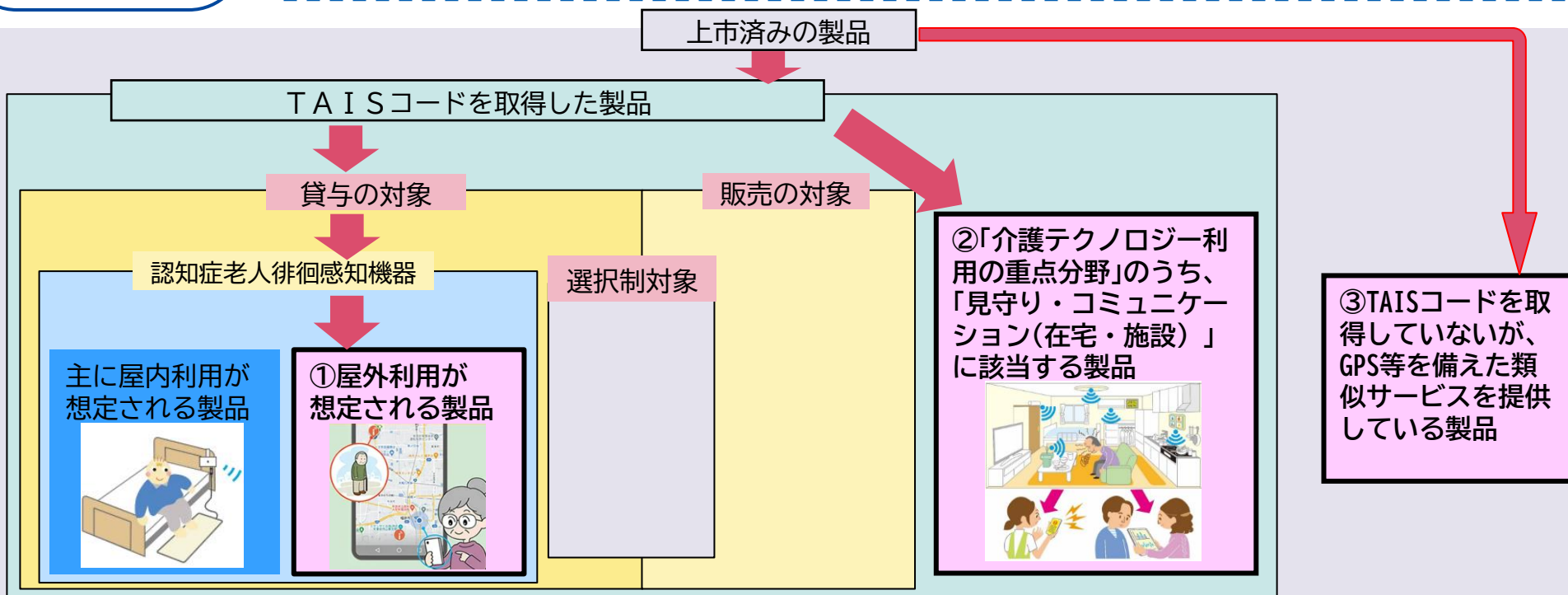
国内における通信機能を備えた福祉用具の効果の実態把握等に関する調査研究

- 「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において「通信機能を備えた福祉用具」について一定の方向性が整理され、今後通知改正を行うこととしているが、現時点では、通信機能を備えた福祉用具の機器の効果や市場規模等の詳細は明らかとなっていない。
- このため、認知症老人徘徊感知機器をはじめとする通信機能を備えた機器の「仕様、価格、市場規模、効果や活用の実態」についてのレビューと開発企業を対象にしたヒアリングを行い、実態を把握する。

調査対象 (イメージ)

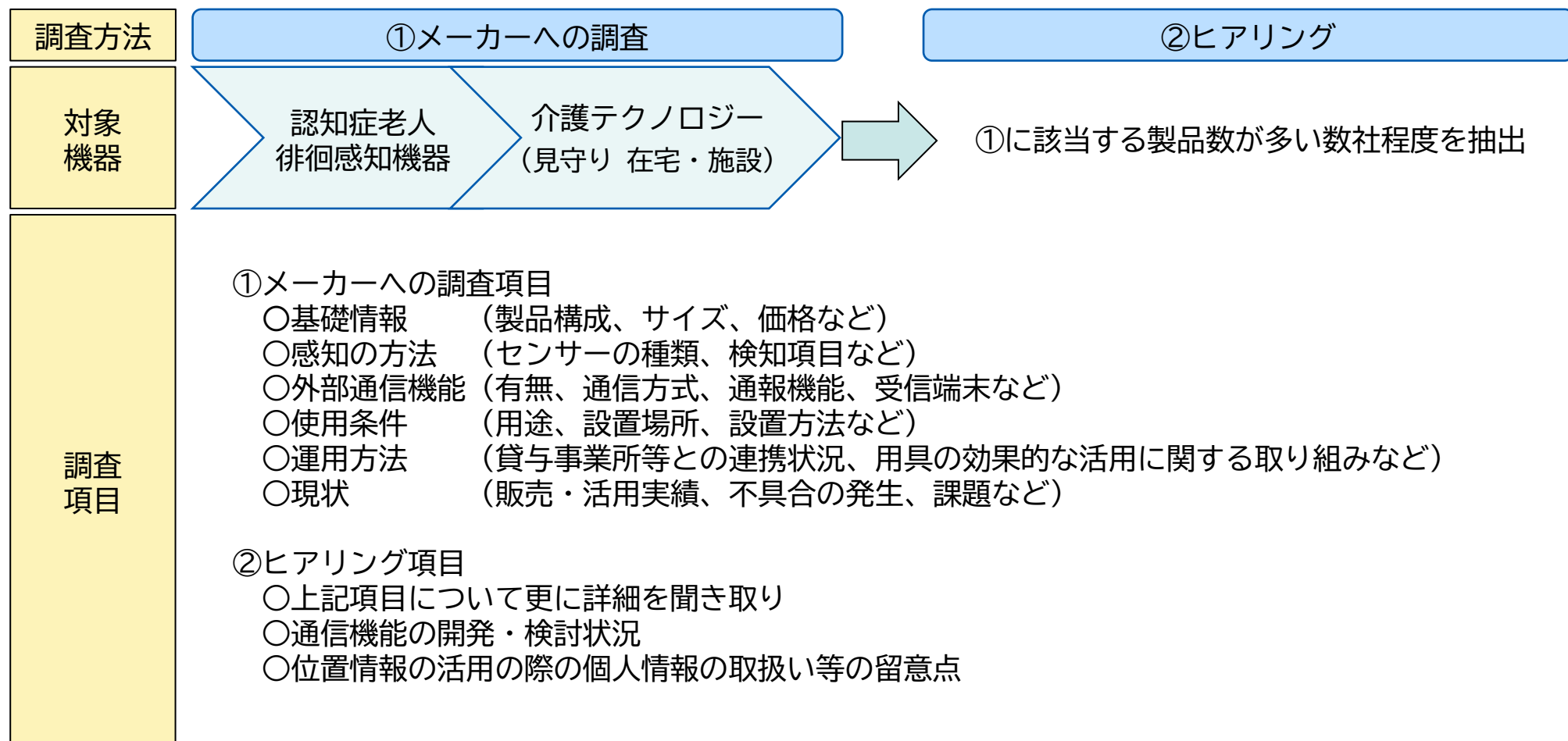
調査対象として想定する機器は次の3つ

- ① 認知症老人徘徊感知機器
- ② 「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「見守り・コミュニケーション（施設・在宅）」の製品
- ③ TAISコードを取得していないが、GPS等を備えた類似サービスを提供している製品



主な調査項目案

- 認知症老人徘徊感知機器、介護テクノロジー（見守り 在宅・施設）として登録している機器を主たる対象とし、メーカーに対して調査を行う。
- 別に対象事業者を数社程度抽出し通信機能の開発・検討状況などについてヒアリングを行う。
（※なお、調査研究事業の検討過程で変更の可能性がある。）



参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護保険制度における福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目一覧(イメージ)

福祉用具貸与

(原則要介護2以上で給付)

(要介護・要支援度に係わらず給付可能)

特定福祉用具販売

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品



- 体位変換器
- 床ずれ防止用具



- 移動用リフト
- 認知症老人徘徊感知機器



- 自動排泄処理装置



- 手すり



- スロープ



(携帯用スロープ)

(固定用スロープ)

- 歩行器



(歩行車)

(歩行器)

- 歩行補助つえ



(松葉杖)

(単点杖)

(多点杖)

- ◆ 腰掛便座



- ◆ 簡易浴槽



- ◆ 排泄予測支援機器



- ◆ 入浴補助用具



- ◆ 移動用リフトの吊り具の部分



- ◆ 自動排泄処理装置の交換可能部品

…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ (写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

介護保険の給付対象となる機能

- 前回のご意見を踏まえ、「使用の有無・位置情報を通知する機能」にGPS機能を例示として追加した他、給付対象とする機能についてその使用目的を整理した。また、給付対象外となる機能を例示
- 使用目的に未使用の福祉用具はサービス利用の見直しに繋げることで、用具の適正な使用が期待される旨を追記
- 通知後の事業者の対応（駆けつけ、訪問など）についても追記

介護保険の給付対象となる通知機能

- a) 本来機能に通信機能を備えた福祉用具である認知症老人徘徊感知機器について、居宅内のみならず、居宅外の位置情報を家族・隣人に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的
①福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

- b) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の位置情報を家族に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
②福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保	歩行器、車いす 等

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

※安全対策、位置情報の確認のために用いる、福祉用具に付属しないGPS発信機を新たな種目として追加するものではない。

介護保険の給付対象となる機能

介護保険の給付対象となる通知機能

- c) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を利用者又は家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
③バッテリーの状態を通知する機能	福祉用具の維持管理や修理交換の目安、使用状況の把握により、メンテナンスや適正な給付のために活用	電動車いす、移動用リフト、歩行器、床ずれ防止用具、特殊寝台 等
④福祉用具の異常・故障を通知する機能		
⑤福祉用具の使用状況を通知する機能		

通知後の事業者の対応

従来の保険給付内のサービス（通知後即時の対応を求めるものではなく、適時対応）

- d) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、給付対象外となる機能の例

給付対象外となる機能	
⑥ 利用者の状態変化・体調不良等を通知する機能	(例 バイタルセンシングによる検知等)
⑦ 利用者が操作し緊急情報を通知する機能	(例 インターホン、ナースコールへの接続等)
⑧ ①～⑤に示す機能を用いる、上記①～⑤の使用目的以外の活用	(例 ナビゲーション・コミュニケーション等)
⑨ ①～⑤に示すものの以外の機能を搭載したもの	

※なお、新たな機能の検討や、通信技術の進展・普及により一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いについて、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において適宜見直しを行う。

通知の一部改正（案）のイメージ

前回の主なご意見を踏まえ、通信機能を備えた福祉用具の取扱いのイメージを見直した。

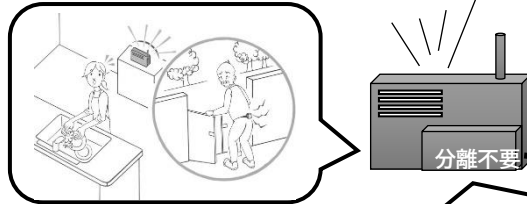
見直した場合の取扱い

※主な修正点は赤字

※ - - - - - はデータの流れ

介護保険の給付対象となる機能

①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具



認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合と通信機能が物理的に内蔵されている場合が給付対象

②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具

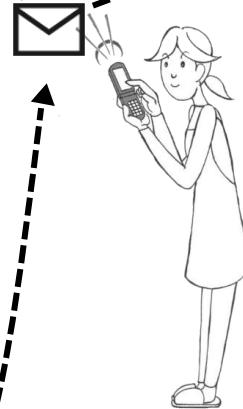
(例)



通信機能を内蔵可

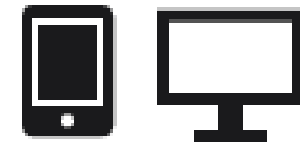
新たに給付対象となるのは、本来機能に付属する通信機能として、福祉用具の位置情報、バッテリーの状態、異常・故障の情報、使用状況
を通知する機能を給付対象とする

利用者・家族・必要に応じて福祉用具貸与事業者等が通知を受け取ることが可能



※なお、事業者への通知は、別に利用者への説明と同意を得ること。

介護保険の給付対象外となる機能



・左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
・左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能

給付対象外の費用

・通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用及びサブスクリプション等に要する費用
・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用 等

※利用者の自己負担による利用が考えられるサービスの例・・・ナビゲーション 等

関係団体への周知・連携について

前回の主なご意見を踏まえ、

- ・製造メーカー、福祉用具貸与・販売事業所には、福祉用具からの通知後の対応は給付対象外であるが利用者の自己負担により利用可能であること及び、貸与実績のある商品を対象にその価格設定や機器・データの利活用状況についてヒアリングすること
- ・福祉用具専門相談員、介護支援専門員等には、福祉用具の導入の必要性について説明し、同意を得る事項に通信環境の整備等に費用を要すること、について追記する等をしている。

関係団体・事業所等に連携・協力を求める事項（案） ※主な修正点は赤字

（メーカー、福祉用具貸与・販売事業所向け）

- 福祉用具の製造メーカー及び販売に携わる企業は、通信機能を備えた福祉用具を利用する対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報の提供をお願いする。
- 本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具から、利用者又は家族に対し通知を行った後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務の提供は給付対象外であるが、利用者と事業者の間で契約を締結することにより様々なサービスを利用者の自己負担により利用することは可能である。
- 本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、月平均100件以上の貸与実績がある製品については後日、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定や通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査を依頼することがあるので御協力をお願いする。

（福祉用具専門相談員、介護支援専門員向け）

- 福祉用具専門相談員は、通信機能を備えた福祉用具の利用を提案する際には、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、導入の必要性について介護支援専門員をはじめとする専門職と検討し、必要性があると認められれば、利用者及びその家族に通信機能の利用とそのための通信環境の整備等に費用を要すること及び個人情報の利用目的等について説明し同意を得よう願います。
- 介護支援専門員は、福祉用具専門相談員等と連携し、通信機能を備えた福祉用具を利用する際には、その必要性を居宅サービス計画書に記載し、利用者・家族に説明し同意を得よう願います。